

Subject: 神奈川県からの回答
From: 神奈川県 <kaitou.3673@pref.kanagawa.jp>
Date: Mon, 10 Sep 2007 11:54:32 +0900
To: <HMiyaz@msh.biglobe.ne.jp>

日ごろから県政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご提案につきましては次のとおりお答えいたします。

県における温暖化対策の取組み全般について

本県では、県有施設等において電気・ガス等のエネルギーを使用することにより排出される温室効果ガスを削減するため、神奈川県地球温暖化防止実効計画を策定し、温室効果ガスの削減の取組みを行っています。

ご提言の内容に関する本県の検討にあたっては、交通安全の確保、施工の管理及び環境への配慮などを含め総合的に判断すべきものと考えております。

県公共工事における建設発生土搬送効率改善について

本県では、ダンプトラックによる土砂、工事用資材等の運搬にあたって、『標準現場説明書』にて、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底しています。また、建設発生土を取り扱う上で、基準とする土砂の単位体積重量は、県内各地、含水率等により一律に限定できないので、これまでの知見に基づき『土木工事数量算出要領(案)』や各種構造物の応力計算等で全国的な基準として用いている、地山状態での標準的な数値である「1.8t/?」とし、1台あ

たりの標準的な規格を10t車で「5.55?/台（地山）」としています。

この水平積み運動への取組は、過積載による違法運行の防止に関する国の『過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について』（昭和56年関係省庁申合せ）や『ダンプカーのさし枠装着車両等の一掃に関する対策について』（昭和61年関係省庁申合せ）の通知を参考に、過積載車両の違法運行を防止するとともに、土砂の飛散や落下を防ぎ、交通安全の確保等にも配慮したものです。

したがって、本県におけるダンプトラックでの土砂運搬の積載量の考え方は、単位体積重量が標準（1.8t/?）よりも大きい場合は、積載車両の能力による重量で制限され、小さい場合は水平積みの観点による容積で制限することとしているものであり、単位体積重量が標準（1.8t/?）よりも小さい場合であっても積載時に荷台容積の水平位を超える土砂は積載しないよう指導をしています。

ご提案のありました内容に関しては、発注者として十分留意すべき事項であると認識しております。

県として、現在実施されている水平積み限定の考え方をどこまで緩和ができるのか、その検証のための作業として、県内の単位体積重量の把握 他自治体の事例検証、 の検証を踏まえた上で、実現性に向けた方策の検討を行っていきます。

上記に示した県の取り組みの作業を概ね3ヶ月（10月末）を目途に行うこととし、県として何ができるのか、提案内容に対する方向性を出していきたいと考えております。

なお、参考までに、今回回答いたしました事柄につきまして、さらに詳しいお問い合わせがある場合には、次のとおり担当しておりますことを申し添えます。

県における温暖化対策の取組み全般について

環境農政部環境計画課地球温暖化対策班 有原（電話045 - 210 - 1111内線4076）

県公共工事における建設発生土搬送効率改善について

県土整備部技術管理課課長代理 三枝（電話045 - 210 - 1111内線6102）

同 課建設リサイクル推進班 篠谷（電話045-210-1111内線6124）

初秋の候、ご健康に留意され、お過ごしください。

平成19年9月10日

宮崎 碩文 様

神奈川県知事 松 沢 成 文

整理番号 No. A - 19 - 08 - 089

県民部広報県民課わたしの提案班今福
〒231 - 8588 横浜市中区日本大通 1
電話 (045) 210-1111 内線3672・3673
ファクス(045)210-8833